

はじめに

昨年12月11日、帯広市ばんえい競馬きゅう舎関係者による競馬法（競馬法第29条 勝馬投票券の購入等の制限）違反の疑いにより、帯広警察署による関係者への捜査が入り、本年2月1日、釧路地方検察庁帯広支部に書類送検された。

これは、競馬法第29条第8号の規定により「地方競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」については、全ての地方競馬の競走について、勝馬投票券の購入又は譲り受けが禁止されており、これに違反した疑いとなるものである。

今回の競馬法違反事案が発生したことは、全国のばんえい競馬ファン、日頃から、ばんえい競馬に対しご支援、ご協力頂いている多くの方々の信頼を裏切る行為であり、誠に遺憾なことである。

このことを教訓とし、この度、今回の事案に限らず、信用失墜行為を根絶するため、対応策を策定したので、以下に報告する。

1 競馬法違反事案発生の原因について

(1) 発生の経緯

昨年10月下旬、複数のきゅう舎関係者が地方競馬の勝馬投票券を購入しているとの匿名の電話を受け、帯広市はインターネット投票業務の委託会社に事実確認の照会を行い、11月中旬に報告を受理した。また、帯広市は地方競馬全国協会とともに、購入の事実が確認されたきゅう舎関係者に対して聞き取り調査を実施した。

その後、確認された内容と聞き取り調査の結果を所轄の帯広警察署に情報提供したことにより、帯広警察署による関係者の居室捜索等の捜査が入ったことから、帯広市は競馬法違反の疑いのあるきゅう舎関係者に対し、業務活動の停止を命じた。

以降、捜査の進展により、騎手1名、きゅう務員11名及びきゅう務員の家族1名の計13名の関係者が同容疑で書類送検されるに至った。

騎手1名については、昨年度末に実施された地方競馬全国協会の騎手免許試験において不合格となっており、また、きゅう務員らについては、すでにきゅう舎を解雇されていることから、2月末をもってきゅう舎地区からの退去を命じたところである。これら関係者に対しては、司法処分が決定しだい競馬関与停止等の厳格な行政処分を行う予定である。

(2) 発生の原因

今回の事案について、発生に至った原因について現時点で断定することは出来ないが、きゅう舎関係者の競馬法に関する知識不足、競馬法遵守の重要性に対する自覚の欠如が最大の要因としてあげられる。

競馬法違反の疑いのあるきゅう舎関係者に対する地方競馬全国協会及び帯広市による事実確認においては、「競馬法の罰則等について理解が無く、ちょっとした出来心であり、悪いことをしたとの意識は無かった。」といった発言があり、法律に関する知識と遵守への意識の欠如が窺えた。一方で、「馬券を購入することが競馬法に違反するという認識はあったものの、ばれなければ良いだろう。ばれるはずはない。」といった発言もあり、所属するきゅう務員等を指導監督する立場にある調教師の管理が不十分であったことも一因と考えられる。

また、日頃から外部からの目に対する意識が希薄であるとともに、帯広市としてもきゅう舎関係者の監視体制や法令遵守に関する取組みが不十分であったことも否定できない。

2 過去の不祥事案とその後の対応

(1) これまでの対応

ばんえい競馬が帯広市の単独開催となった以降でも、平成20年に未検査の飼料添加物がそのまま使用され7頭が競走除外となった事案、平成24年に調整ルーム内で騎手の暴行事件が発生して逮捕者が出た事案、平成27年にきゅう務員が無免許運転の現行犯で逮捕された事案など、関係者の法令や規則に関する知識、認識が不足していることが要因であると思われる不祥事案が複数発生してきている。

これらの事案を受けて、帯広市としてはその都度厳しい行政処分に対応するとともに、きゅう舎関係者、競馬場警備委託業者に対する研修会の実施による関係法令や規則の周知徹底、きゅう舎巡回体制の強化、調整ルームにおける規律強化、競馬開催中の騎手所有携帯電話の管理、部外者との接触制限強化など様々な措置を講じてきたが、結果として、今回のようなさらに重大な法令違反事案が発生したことで、これまでの対策の効果が不十分であり、対策の方向性そのものも見直しを図る必要があるのではないかとの見地から再検討することとした。

(2) 今後の対応の方向性

過去の不祥事案に対しては、厳罰と規律の強化を原則に、帯広市が自ら周知と指導を強める方針で対処してきたが、処罰と統制を軸とした対策には、ややもすると一方通行の取締りとなる側面があり、意識の低い当事者に自覚の萌芽を促すという点では不十分であった。

また、競馬開催に関わる専門職員が存在しない中で、市の運営体制が脆弱であるがために監視体制が不十分であることや競馬運営委託会社を含めた担当部署間のコミュニケーション不足による危機管理意識の欠如なども要因として考えられる。

そのため、本事案に対する今後の対応としては、一方的な指導強化のみではなく、きゅう舎関係者に、管理監督を受けるよりも自らを律することによって、サークル全体で不祥事案を防ぐという当事者意識を植え付けるという意識改革の視点を第一に、市もそれに必要なきゅう舎関係者との対話を拡大し、事後の厳罰よりも事案の未然防止を重視する方針とする。

3 再発防止策の検討経過

複数のきゅう舎関係者による勝馬投票券購入違反の疑いという前代未聞の事案発生を受け、12月中旬に調教師会・騎手会における協議が行われ、結果、きゅう舎関係者全員が自らで取り組むべき事項として、信用失墜行為撲滅のための組織づくりや、騎手・きゅう務員所有の携帯電話の管理強化などの再発防止策の提案があった。

帯広市としても、関係機関の指導をいただきながら再発防止に向けた取り組みについて検討を行い、その後、調教師会・騎手会と調整をしたうえで、以下の再発防止策（案）を帯広市、調教師会、騎手会の総意により取りまとめた。

特に、騎手・きゅう務員所有の携帯電話の管理強化については、本事案の重大性を共通認識とし、相当厳しい管理とすることで一致した。

4 競馬法違反の再発防止策について

前述してきたとおり、全てのきゅう舎関係者自身が法令遵守の重要性についての意識改革を図ることを第一に、公営競技に携わっている自覚と緊張感をもって業務に当たるよう、これまで以上に規律を厳格化するとともに監視体制を強化し、また、幅広くコミュニケーションの場を作ることも重要であることから、今後、以下の対策を実施する。

(1) きゅう舎関係者の法令遵守に対する意識改革

① 信用失墜行為撲滅のための組織づくり

これまで帯広市の主催する「公正確保対策委員会」(別紙1)では、地方競馬の概況や公正確保対策全般について、関係団体役員らと取組状況等を確認してきたが、これに加え、新たに、帯広市、調教師会・騎手会役員等で自主的に組織運営する「公正確保規律委員会(仮称)」(別紙2)を設立し、全ての信用失墜行為を撲滅することを目的に、調教師会・騎手会自らが率先した取り組みを帯広市がサポートするかたちで、きゅう舎関係者全員の意識改革をすすめていく。

② 定期的な訓示会の実施

法令遵守に対する意識を高めるとともに、競馬場内、お客様などから得た情報について、些細なことについても即座に個別に伝達できるよう、調教師、騎手全員が出席する訓示会について、調教師については月初めに(年間12回)、騎手については毎開催初日に(年間26回)実施し、緊張感をもって競馬に臨む意識を持たせる。

③ 法令遵守意識の強化及び情報共有を目的とした勉強会の実施

地方競馬全国協会や警察などの外部講師、市役所の担当部局などを招致して、定期的に(4半期に1回)調教師、騎手に対する法令遵守の勉強会を実施する。

また、きゅう務員については、「公正確保規律委員会」の中で、調教師会が主体となってテーマを設け、月1回のきゅう務員教育を実施する。

④ 全調教師・騎手・きゅう務員に対する面談の実施

一方通行の指導に偏らず、平素からきゅう舎関係者と適切な距離感でコミュニケーションできる態勢をとり、関係者の生活指導や問題を把握する契機とするため、帯広市農政部ばんえい振興室は、全ての調教師、騎手、きゅう務員と定期的に(年2回)個人面談を実施する。

また、地方競馬勝馬投票券の購入を防止するため、新規きゅう務員に

については、市長・委員長指示事項の指導に加え、初心者向けテキストを作成、配布し指導するとともに、電話投票会員加入の有無を確認し、加入している場合は解約書類をもって認定とする。

調教師・騎手・きゅう務員については、電話投票会員加入の有無をはじめ、他の違反行為がないか定期的に確認を行う。

(2) きゅう舎関係者に対する規律の厳格化及び監視体制の強化

① 騎手・きゅう務員所有の携帯電話の管理強化

第三者への依頼による勝馬投票券の購入等を防ぐため、騎手・きゅう務員の携帯電話の管理を強化する。

騎手については、全員の携帯電話を開催初日の午前10時から（初日騎乗のある騎手については、開催前日の調整ルーム入室時から）連続開催最終日の最終競走終了まで、きゅう舎警備室で一括管理することとする。

また、これまで管理対象外であったきゅう務員についても、開催初日の午前10時から連続開催最終日の最終競走終了まで調教師がまとめてきゅう舎警備室に届け、一括管理することとする。

そのほか、きゅう舎内居住者については、調教師の責任においてきゅう務員と同様の期間管理することについても検討を進める。

② 電話投票委託会社との連携強化

電話投票委託会社と協力し、きゅう舎関係者に対して、勝馬投票券の購入ができないことをアナウンスするとともに、必要に応じ、きゅう舎関係者の勝馬投票券購入履歴等をチェック出来る仕組みの構築に向け協議する。

③ 規律厳守のための競馬場内の監視体制の強化

禁止薬物発生防止、環境美化、競走馬の飼養状況把握、居住状況の把握を目的とし、帯広市、調教師会の共同で月1回、きゅう舎巡回を実施する。

また、暴力団等不良分子の排除、不審者の摘発等のため、整理専門委員としての警察退職者を配置する。さらに、公益財団法人競馬保安協会の駐在員の常駐を検討協議していく。

(3) きゅう舎関係者とお客様等とのコミュニケーションの場の形成

① きゅう舎関係者による競馬開催及び地域活動への積極参加

常に、外部からの目に晒されているという意識を高め、地域社会と共存する競馬場であることを認識するため、調教師会・騎手会が主導し、競馬場周辺の美化活動等に積極的に参加するとともに、ファンサービスへの積極的な参加を促す。

② お客様ご意見箱の設置

広くお客様からの意見を聴取するため、帯広競馬場のほか直営場外発売所全てに意見箱を設置する。また、寄せられた意見については、公正確保規律委員会や訓示会等において適宜きゅう舎関係者に周知するとともに、取り入れるべき取組み等があれば積極的に採用し、対応について掲示板等で周知していく。

(4) その他

競馬開催の一翼を担う競馬運営委託会社についても、公営競技に関する様々な情報を共有することを目的に研修会を実施する。

また、それぞれの競馬運営委託会社の責任担当者を地方競馬全国協会の主催する研修に参加させることも検討する。

5 再発防止実施計画

(1) 実施スケジュール

上記の対策については、別紙3のスケジュールで実施し、直ちに取り組めるものから随時実施していく。また、再発防止策については、農林水産省、地方競馬全国協会、公益財団法人競馬保安協会等の意見を聴きつつ、効果的なものとなるよう必要に応じて見直しを重ね、強化、改善を図っていくこととする。

(2) 対策実施の進捗管理

今回の対策については、今後、マニュアル化し、帯広市農政部ばんえい振興室が進捗状況及び実施状況について管理を行う。

また、管理状況については、農林水産省、地方競馬全国協会及び帯広

市長に4半期に一度報告するとともに、公正確保対策委員会にも取組み内容を報告し、実効性や効果の検証を行い、対策の見直し等を行う際には、公正確保対策委員会の承認・提言を得るものとする。

6 今後の課題と取組み等

ばんえい競馬が帯広市単独開催となって以降、専任嘱託職員の配置などにより組織体制強化を進めてきたところであるが、不測の事態に対する能力を有する専任職員の配置は、今後の重要課題である。現状は競馬運営委託会社の人員に頼らざるを得ない現状もあるが、1年間を通して競馬開催がある中、人員増はもちろん、帯広市農政部ばんえい振興室のみでなく、有事における帯広市本庁との連携対応策も検討していかなければならない。

また、電話投票発売額の増加にみられるとおり、全国的にも徐々にばんえい競馬ファンが増加してきていることが実感される中、これまで以上にお客様目線に立った競馬運営が求められている。ファンサービスの充実はもちろん、多くの方々にばんえい競馬を知ってもらうための情報発信を積極的に行うとともに、わかりやすい競走ルールづくりについて検討を重ね、実施していくこととする。

最後に

本書に示す再発防止策と実施計画については、帯広市、調教師会、騎手会をはじめとする、ばんえい競馬関係者が一丸となって取り組む決意を新たにし、ばんえい競馬に関わる全ての者について周知することとする。次にこのような事案が起こればばんえい競馬の未来はない、といった気持ちで運営に取り組んでいく所存である。